

# 建設業労働災害防止協会大阪府支部規約

1. 昭和39年11月 1日 制 定
2. 昭和41年 3月17日 一部改正
3. 昭和44年 2月14日 一部改正
4. 昭和48年 5月 9日 一部改正
5. 昭和52年 5月10日 一部改正
6. 昭和56年 5月12日 一部改正
7. 昭和58年 5月11日 一部改正
8. 昭和59年 5月 9日 一部改正
9. 平成 4年 5月12日 一部改正
10. 平成13年 1月 1日 一部改正
11. 平成24年 5月23日 一部改正
12. 平成29年 5月25日 一部改正

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この支部は、建設業労働災害防止協会（以下本部という）定款第36条の定めに基づいて設けるものとし、大阪府下における建設事業の労働災害を防止することを目的とする。

(名称および組織)

第2条 この支部は、建設業労働災害防止協会大阪府支部（以下支部という）と称する。

2 この支部は、大阪労働局所管の各労働基準監督署管内ならびに大阪建設専門業安全協力会連合会にそれぞれ分会を置く。分会については、別に定めるところによる。

(事務所)

第3条 この支部の主たる事務所は、大阪府中央区北浜東1番30号大阪建設会館内に置く。

## 第2章 業 務

(業 務)

第4条 この支部は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 災害防止に関する諸規程の実施促進に関する事項。
- (2) 分会の運営に関する連絡事項。
- (3) 安全衛生の教育指導に関する事項。
- (4) 労働者の技能に関する講習に関する事項。
- (5) 技術的な事項についての指導および援助に関する事項。
- (6) 情報および資料の収集ならびに提供に関する事項。
- (7) 調査および広報に関する事項。
- (8) その他労働災害防止について必要な事項。

### 第3章 会員および準会員

(会員および準会員)

第5条 この支部の会員は、大阪府内に営業所を有して建設業を営む事業主およびその団体ならびに下請事業主で組織されている団体（大阪建設専門業安全協力会連合会を含む）とする。

2 大阪府支部会員外の大阪府内における建設現場の事業場および前項にいう団体以外の団体は、準会員とする。

(議決権および選挙権)

第6条 会員は、各1個の議決権および選挙権を有する。

(加入および脱退)

第7条 会員の加入脱退手続きは、支部長を経由して行うものとし、準会員の加入脱退手続きは、分会長を経由して支部長に行うものとする。

2 会員が1年以上会費の納入を怠ったときは、会員の資格を喪失したものとみなす。

### 第4章 役員

(役員の数)

第8条 この支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1 名

(2) 理事 60名以内（うち5名を副支部長、30名以内を常任理事とする。）

(3) 監事 2 名

2 前項の役員のほかに専務理事1名、常務理事1名を置くことができる。

(役員職務)

第9条 支部長は、この支部を代表し、支部の会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。代行の順位は、予め定める。

3 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。

4 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の運営にあたる。

5 監事は、支部の業務および経理の状況を監査する。

6 専務理事、常務理事は支部長、副支部長を補佐し、日常の会務を処理する。

(役員選任)

第10条 支部長は、総会の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

2 役員は、総会において選任する。

(役員報酬)

第11条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事および常務理事は有給とすることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、役員となった後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠、または補充のため役員となった者の任期は、第1項の規定にかかわらず従前からの

役員の残任期間とする。

(顧問)

第13条 この支部に顧問を置くことができる。

2 支部長は、労働災害の防止に関し、学識経験のあるもののうちから、顧問を委嘱する。

3 顧問は、支部長から要請があったときは、支部の会議に出席し、支部の業務運営について意見を述べることができる。

(参与)

第14条 この支部に参与を置く。

2 支部長は、労働災害の防止に関する実務に精通するもののうちから参与を委嘱する。

(顧問および参与の任期)

第15条 顧問および参与の任期は、これを委嘱した支部長の任期満了または交替の時までとする。

## 第5章 会 議

### 第1節 会 議

(会議)

第16条 この支部の会議は、総会、理事会、常任理事会、参与会、分会長・団体事務局長会とし、会議の招集は、支部長がこれを行う。

### 第2節 総 会

(総会の招集)

第17条 総会は、毎年5月に招集する。

2 支部長が必要と認めたとき、または支部会員の5分の1以上にあたる会員が会議の目的事項および招集の理由を記載した文書によって総会の開催を請求したときは、臨時に総会を招集しなくてはならない。

(総会の招集手続)

第18条 総会の招集は、開催日の10日前までに会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面を総会の構成員に発送して行うものとする。

(総会の構成員)

第19条 総会は、役員と代議員とで構成し、代議員の過半数が出席したとき総会は、成立する。

(代議員)

第20条 この支部に代議員を置く。

2 代議員は、各分会および各団体会員から選出するものとし、その定数は、別に定める。

3 代議員は各1個の議決権および選挙権を有する。

4 代議員の任期については、第12条の規定を準用する。

(議長および議決)

第21条 総会の議長は、支部長とする。

2 総会の議決権は、代議員のみが有し、議事は、出席した代議員の過半数の同意を得て決する。

可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 役員を選任。
- (2) 事業計画および収支予算。
- (3) 決算の承認。
- (4) 支部規約の改正。
- (5) 会員の除名。
- (6) その他支部長が必要と認めた事項。

### 第3節 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、支部長および理事をもって構成し、支部長が招集し、構成員の過半数が出席したとき成立する。

(議長および議決)

第24条 理事会の議長は、支部長とする。

2 議事は、出席した構成員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(審議または議決事項)

第25条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 会員の会費の等級の決定。
- (3) その他支部長が必要と認めた事項。

### 第4節 常 任 理 事 会

(構 成)

第26条 常任理事会は、支部長、副支部長、常任理事、専務理事および常務理事をもって構成し、支部長が招集し、構成員の過半数が出席したとき成立する。

(議長および議決)

第27条 常任理事会の議長は、支部長とする。

2 議事は、出席した構成員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(審議または議決事項)

第28条 常任理事会は、理事会を招集する暇のない急を要する事項および理事会から委任を受けた事項を審議決定する。

2 常任理事会の議決事項は、その後に開催される最初の理事会に報告して承認を求めなければならない。

## 第5節 参 与 会

(構成および審議事項)

第29条 参与会は、参与をもって構成し、支部長の要請を受け、支部の業務運営についての具体的方途の立案、実施に参画する。

(運 営)

第30条 会議の運営については、別に規程で定める。

## 第6節 分会長・団体事務局長会

(構成および審議事項)

第31条 分会長・団体事務局長会は、分会長および団体事務局長をもって構成し、労働災害防止のための事業の徹底および分会、団体相互間の連絡調整を図るものとする。

(運 営)

第32条 会議の運営については、別に規程で定める。

## 第7節 議 事 録

(議事録)

第33条 総会、常任理事会および理事会の議事録は、事務局が作成し、それぞれの議長が署名するものとする。

2 前項の議事録には、次の事項を記載しなくてはならない。

- (1) 開催の日時および場所。
- (2) 会議の目的たる事項。
- (3) 出席者の数（正、副支部長、常任理事、理事、顧問、参与、代議員の別）。
- (4) 議決別の議決の結果。
- (5) 議決の経過の概要。

## 第6章 資産および会計

(資 産)

第34条 この支部の資産は、事業収入、寄付金、特別交付金、交付金、会費およびその他の収入からなるものとし、支部長が総括管理する。

(経費の支弁)

第 35 条 この支部の経費は、前条の収入の順により支弁する。

(会 費)

第 36 条 支部の徴収する会費の額、徴収の時期および方法、会費の配分、その他必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第 37 条 この支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予算および決算)

第 38 条 この支部の予算および決算は、各分会から報告されたそれぞれの予算書および決算書を集計し、支部の予算および決算を加えるものによって作成するものとする。

2 各分会は、支部長の指定する期日までに予算書および決算書を提出しなければならない。

(会計書類の作成および監査)

第 39 条 支部長は、毎会計年度の財産目録、貸借対照表および損益計算書を作成（分会に関するものを除く）し、監事の監査をうけて総会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 事 務 局 等

(事務局等)

第 40 条 この支部に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名の外、職員若干名および専門員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、支部長が任免する。

4 専門員について必要な事項は別に定める。

(規約の改正)

第 41 条 この規約を改正しようとするときは、本部の承認を求めるものとする。

## 附 則

1 この規約は、昭和 39 年 11 月 5 日より施行する。

2 この支部の設立当初の会計年度および会費の徴収その他についての取扱いについては、創立総会において別に定めるものとする。